# 　いじめの定義

**いじめの定義（変遷）**

|  |
| --- |
| 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 |
| 昭和61年度 | 平成18年度 | いじめ防止対策推進法（平成25年） |
| この調査において，「いじめ」とは，重要 | 本調査において，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。　「いじめ」とは， | この法律において「いじめ」とは， |
| ①自分より弱い者に対して一方的に，加害側の明確化一回性にインターネット対象の明確化・拡大 | 当該児童生徒が，一定の人間関係[[1]](#footnote-1)のある者から， | 児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う |
| ②身体的・心理的な攻撃[[2]](#footnote-2)を継続的に加え， | 心理的，物理的な攻撃[[3]](#footnote-3)を受けたことにより， | 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって， |
| ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって， | 精神的な苦痛を感じているもの。 | 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの |
| 学校としてその事実（関係児童生徒，いじめの内容等）を確認しているもの。 | ― | ― |
| なお，起こった場所は学校の内外を問わない | なお，起こった場所は学校の内外を問わない。 | ― |
| 「発生件数」 | 「発生件数」→「認知件数」 | 「認知件数」 |

ポイント　一定の人的関係

**学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。**

ポイント　いじめに該当するか否かの判断

**個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，（　①　）的（　②　）的にすることなく，いじめられた児童生徒の（　③　）に立つことが必要である。**

**①　　　　　②　　　　　③**

# いじめの構造

**いじめの構造**

Ａ ＝ いじめられる子ども

Ｂ ＝ いじめる子ども

Ｃ ＝ 観衆

Ｄ ＝ 傍観者

Ｃ

Ｃ

Ｄ

Ｄ

Ｄ

Ｄ

**いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうるものである。**

しかも，多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

〔参考及び引用：「いじめ防止対策推進法　基礎資料と対応のポイント」（文部科学省児童生徒課　平成26年４月，６　いじめの理解　第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　p.27〕

いじめの構図〔「生徒指導資料№28（改訂版）『いじめの問題への

取組みの徹底のために』（広島県教育委員会　平成18年12月）〕

# 　いじめの未然防止等

**いじめの未然防止，早期発見，対処並び家庭・地域及び諸機関連携**

# いじめ防止対策推進法

**いじめ防止対策推進法**

「いじめ防止対策推進法」の構造を理解する‼

「いじめ防止対策推進法」成立の背景

大津いじめ事件〔平成23年10月〕

（滋賀県大津市立の中学校に通う２年生男子生徒がいじめを理由に自死。）

いじめの認知件数の増加

「いじめ防止対策推進法」公布

〔平成25年６月28日〕

## 　成立の背景

未然防止・早期発見

目　　的

第２条

（インターネット）

定　　義

義務 or 努力義務

基本方針

必置 or 任意

組　　織

定義と調査

重大事態

## 【法律の構造】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 章 | 章　　　名 | 見出し | 要　点（概　要） | 条 |
| １ | 総則よくまとめてある！「いじめ防止対策推進法（概要）」：「いじめ防止対策推進法　基礎資料と対応のポイント」（文部科学省児童生徒課　平成26年４月，p.２） | 目的 | 1. 〔目的〕児童等の尊厳の保持
2. 〔対策〕いじめの未然防止・早期発見・対処
	1. 基本理念
	2. 国及び地方公共団体等の責務
	3. 基本方針
	4. 基本となる事項
 | １ |
| 定義 | 1. 一定の人的関係
2. 心理的又は物理的な影響を与える行為
3. インターネット
4. 心身の苦痛
 | ２ |
| 基本理念 | 1. いじめは全ての児童等に関する問題であること。
2. 児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができること。
3. 学校の内外を問わないこと。
4. いじめの問題に関する児童等の理解を深めること。〔いじめの４層構造〕
5. 関係者が連携すること。
 | ３ |
| いじめの禁止 | 1. 児童等は，いじめを行ってはならないこと。
 | ４ |
| ［関係者の責務］ | 1. 国の責務
2. 地方公共団体の責務
3. 学校の設置者の責務
4. 学校及び学校の教職員の責務
5. 保護者の責務等
 | ５～９ |
| 財政上の措置等 | 国及び地方公共団体の財政上の措置 | 10 |
| ２ | いじめ防止基本方針等 | いじめ防止基本方針 | いじめ防止基本方針の策定〔義務〕 | 11 |
| 地方いじめ防止基本方針 | 地方いじめ防止基本方針の策定〔努力義務〕 | 12 |
| 学校いじめ防止基本方針 | 学校いじめ防止基本方針の策定〔義務〕 | 13 |
| ２ | いじめ防止基本方針等 | いじめ問題対策連絡協議会 | 1. 地方公共団体は，いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。〔できる規定〕
2. 必要があるときは，教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。〔できる規定〕
 | 14 |
| ３ | 基本的施策「学校」が行わなければならないことに要注意‼ | 学校におけるいじめの防止 | 道徳教育及び体験活動等の充実《地方公共団体・**学校**》 | 15 |
| いじめの早期発見のための措置 | 1. 児童等に対する定期的な調査〔アンケート調査・面接等〕
2. 通報及び相談を受け付けるための体制の整備
3. 相談体制の整備

《地方公共団体・**学校**》 | 16 |
| 関係機関等との連携等 | 関係機関等との連携及び体制の整備等《国・地方公共団体》 | 17 |
| いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 | 1. 人材の確保及び資質の向上

《国・地方公共団体》1. 計画的な研修

《地方公共団体・**学校**》 | 18 |
| インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 | 1. 啓発活動の実施　　　　　　　《地方公共団体・**学校**》
 | 19 |
| いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等 | 調査研究及び検証《国・地方公共団体》 | 20 |
| 啓発活動 | 必要な広報その他の啓発活動の実施《国・地方公共団体》 | 21 |
| ４ | いじめの防止等に関する措置 | 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 | いじめの防止等の対策のための組織設置《**学校**》 | 22 |
| いじめに対する措置 | 1. いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置

《学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者》1. いじめの事実確認と設置者への報告《**学校**》
2. 保護者を含めた，被害及び加害児童生徒への継続的な支援・指導・助言《**学校**》
3. 加害児童生徒への別室指導《**学校**》
4. 学校と保護者間の情報共有《**学校**》
5. 警察連携《**学校**》
 | 23 |
| 学校の設置者による措置 | 当該校に対する必要な支援，措置及び調査《地方公共団体》 | 24 |
| 校長及び教員による懲戒 | 加害児童生徒への懲戒（学校教育法第11条）《**学校**》 | 25 |
| 出席停止制度の適切な運用等 | 市町村教育委員会による出席停止《地方公共団体（市町村教育委員会）》 | 26 |
| 学校相互間の連携協力体制の整備 | 学校相互間の連携協力体制の整備《地方公共団体》 | 27 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ５ | 重大事態への対処**一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。** | 学校の設置者又はその設置する学校による対処 | 1. 「重大事態」の定義
2. 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施《地方公共団体・**学校**》
3. いじめを受けた児童等及びその保護者に対する当該調査に係る必要な情報の提供《地方公共団体・**学校**》
4. 「３」への支援《地方公共団体》
 | 28 |
| 国立大学に附属して設置される学校に係る対処 | 1. 文部科学大臣への報告義務
2. 文部科学大臣による再調査〔できる規定〕
3. 文部科学大臣による権限の適切な行使その他の必要な措置
 | 29 |
| 公立の学校に係る対処 | 1. 教育委員会を通じた，当該地方公共団体の長への報告義務
2. 当該地方公共団体の長による付属機関を設けた調査等の再調査〔できる規定〕
3. 「２」による調査結果の議会への報告
4. 当該地方公共団体の長及び教育委員会による措置
 | 30 |
| 私立の学校に係る対処 | 1. 都道府県知事への報告義務
2. 都道府県知事による付属機関を設けた調査等の再調査〔できる規定〕
3. 都道府県知事による権限の適切な行使その他の必要な措置
 | 31 |
| （学校設置会社が設置する学校に係る対処） | 1. 代表取締役又は代表執行役を通じた，認定を受けた地方公共団体の長への報告義務
2. 当該地方公共団体の長による付属機関を設けた調査等の再調査〔できる規定〕
3. 認定地方公共団体の長による権限の適切な行使その他の必要な措置
4. 学校設置非営利法人が設置する学校への準用規程
 | 32 |
| 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導，助言及び援助 | 文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し，都道府県の教育委員会は市町村に対しての必要な指導，助言又は援助 | 33 |
| ６ | 雑則 | 学校評価における留意事項 | 学校による適正な評価《**学校**》 | 34 |
| 高等専門学校における措置 | 高等専門学校における措置 | 35 |

註　二重下線部はポイントを示す。

重大事態　第28条第１項第２号

「相当の期間」とは？

年間30日を目安とする。（不登校の定義より）

重大事態　第28条第１項第１号

「生命，心身又は財産に重大な被害」とは？

例えば，

○　児童生徒が自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を被った場合

○　精神性の疾患を発症した場合　　　など

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立 てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 【条文（練習問題）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 章 | 条 | 条　　　文 | 解　　答 |
| １ | １ | この法律は，いじめが，いじめを受けた児童等の（　①　）を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び（　②　）の形成に重大な影響を与えるのみならず，その（　③　）又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，児童等の（　④　）を保持するため，いじめの防止等（いじめの（　⑤　），いじめの（　⑥　）及びいじめへの（　⑦　）をいう。以下同じ。）のための対策に関し，（　⑧　）を定め，国及び地方公共団体等の（　⑨　）を明らかにし，並びにいじめの（　⑤　）等のための対策に関する基本的な（　⑩　）の策定について定めるとともに，いじめの（　⑤　）等のための対策の基本となる事項を定めることにより，いじめの（　⑤　）等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。 | ①　教育②　人格③　生命④　尊厳⑤　防止⑥　早期発見⑦　対処⑧　基本理念⑨　責務⑩　方針 |
| ２ | この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と（　①　）の人的関係にある他の児童等が行う（　②　）的又は（　③　）的な影響を与える行為（（　④　）を通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が（　⑤　）の苦痛を感じているものをいう。 | ①　一定②　心理③　物理④　インターネット⑤　心身 |
| ３ | いじめの防止等のための対策は，いじめが（　①　）の児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して（　②　）その他の活動に取り組むことができるよう，学校の（　③　）を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。２　いじめの防止等のための対策は，（　①　）の児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを（　④　）することがないようにするため，いじめが児童等の（　⑤　）に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の（　⑥　）を深めることを旨として行われなければならない。３　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の（　⑦　）及び（　⑤　）を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を（　⑧　）克服することを目指して行われなければならない。 | ①　全て②　学習③　内外④　放置⑤　心身⑥　理解⑦　生命 |
| ８ | 学校及び学校の教職員は，（　①　）にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，（　②　）その他の関係者との連携を図りつつ，（　③　）でいじめの防止及び（　④　）に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると（　⑤　）ときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 | ①　基本理念②　児童相談所③　学校全体④　早期発見⑤　思われる |
| ９ | 保護者は，子の教育について第一義的（　①　）を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，（　②　）を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。２　保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから（　③　）するものとする。３　保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に（　④　）するよう努めるものとする。４　第１項の規定は，家庭教育の（　⑤　）が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，前３項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を（　⑥　）するものと解してはならない。 | ①　責任②　規範意識③　保護④　協力⑤　自主性⑥　軽減 |
| ３ | 15-1 | 学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と（　①　）を培い，心の通う（　②　）の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，（　③　）の教育活動を通じた（　④　）及び（　⑤　）等の充実を図らなければならない。 | ①　道徳心②　対人交流③　全て④　道徳教育⑤　体験活動 |
| 16-1，4 | 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを（　①　）に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な（　②　）その他の必要な措置を講ずるものとする。４　学校の設置者及びその設置する学校は，（　③　）を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた児童等の（　④　）を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。 | ①　早期②　調査③　相談体制④　教育 |
| 19-1，3 | 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者が，発信された情報の高度の（　①　）性，発信者の（　②　）性その他の（　③　）を通じて送信される情報の特性を踏まえて，（　③　）を通じて行われるいじめを防止し，及び（　④　）的に対処することができるよう，これらの者に対し，必要な（　⑤　）活動を行うものとする。３　（　③　）を通じていじめが行われた場合において，当該いじめを受けた児童等又はその保護者は，当該いじめに係る情報の（　⑥　）を求め，又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第４条第１項に規定する発信者情報をいう。）の（　⑦　）を請求しようとするときは，必要に応じ，法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。 | ①　流通②　匿名③　インターネット④　効果⑤　啓発⑥　削除⑦　開示 |
| ３ | 23 | 学校の教職員，（　①　）の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の（　②　）は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると（　③　）ときは，いじめを受けたと（　③　）児童等が在籍する学校への（　④　）その他の適切な措置をとるものとする。２　学校は，前項の規定による（　④　）を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると（　③　）ときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の（　⑤　）を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の（　⑥　）者に報告するものとする。３　学校は，前項の規定による事実の（　⑤　）によりいじめがあったことが（　⑤　）された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその（　②　）に対する（　⑦　）及びいじめを行った児童等に対する（　⑧　）又はその保護者に対する（　⑨　）を継続的に行うものとする。４　学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する（　⑩　）以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して（　⑪　）を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。５　学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による（　⑦　）又は（　⑧　）若しくは（　⑨　）を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の（　②　）といじめを行った児童等の（　②　）との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る（　⑫　）をこれらの（　②　）と（　⑬　）するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。６　学校は，いじめが（　⑭　）として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄（　⑮　）と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は（　⑯　）に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄（　⑮　）に（　④　）し，適切に，援助を求めなければならない。 | ①　地方公共団体②　保護者③　思われる④　通報⑤　確認⑥　設置⑦　支援⑧　指導⑨　助言⑩　教室⑪　教育⑫　情報⑬　共有⑭　犯罪行為⑮　警察署⑯　財産 |
| 26 | （　①　）の教育委員会は，いじめを行った児童等の（　②　）に対して（　③　）法第35条第１項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の（　④　）を命ずる等，いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して（　⑤　）を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。 | ①　市町村②　保護者③　学校教育④　出席停止⑤　教育 |
| ５ | 28 | 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「（　①　）」という。）に対処し，及び当該（　①　）と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に（　②　）を設け，（　③　）の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための（　④　）を行うものとする。一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の（　⑤　），心身又は（　⑥　）に重大な被害が生じた（　⑦　）があると認めるとき。二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を（　⑧　）することを余儀なくされている（　⑦　）があると認めるとき。２　学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による　（　④　）を行ったときは，当該（　④　）に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該（　④　）に係る（　①　）の事実関係等その他の必要な（　⑨　）を適切に提供するものとする。３　第１項の規定により学校が（　④　）を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による（　④　）及び前項の規定による（　⑨　）の提供について必要な指導及び（　⑩　）を行うものとする。 | ①　重大事態②　組織③　質問票④　調査⑤　生命⑥　財産⑦　疑い⑧　欠席⑨　情報⑩　支援 |
| ６ | 34 | 学校の（　①　）を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては，いじめの（　②　）が隠蔽されず，並びにいじめの（　③　）の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう，いじめの（　④　），いじめの（　⑤　）を防止するための取組等について適正に（　①　）が行われるようにしなければならない。 | ①　評価②　事実③　実態④　早期発見⑤　再発 |

## 【関係者の責務等】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係者等 | 責　務　等 | 条 | 備　　考 |
| 国 | 1. 財政上の措置
2. いじめ防止基本方針の策定
3. 通報及び相談を受け付けるための体制の整備
4. 関係機関等との連携及び体制の整備等
5. いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
6. インターネットを通じて行われるいじめ事案に対処する体制の整備（情報モラル，ネットパトロール）
7. いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証
8. 広報その他の啓発活動
 | 1011161718192021 | 1. 義務
 |
| 学校の設置者（地方公共団体） | 1. 財政上の措置
2. 地方いじめ防止基本方針の策定
3. いじめ問題対策連絡協議会〔できる規定〕
	1. 教育委員会に附属機関〔できる規定〕
4. 道徳教育及び体験活動等の充実
5. 啓発活動
6. 児童等に対する定期的な調査
7. 通報及び相談を受け付けるための体制の整備
8. 相談体制の整備
9. 関係機関等との連携及び体制の整備等
10. いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
11. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策に係る啓発活動の実施
12. インターネットを通じて行われるいじめ事案に対処する体制の整備（学校ネットパトロール）
13. いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証
14. 広報その他の啓発活動
15. 当該校に対する必要な支援，措置及び調査
16. 市町村教育委員会による出席停止
17. 学校相互間の連携協力体制の整備
18. 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施
19. いじめを受けた児童等及びその保護者に対する当該調査に係る必要な情報の提供
20. 学校が行おう「いじめを受けた児童等及びその保護者に対する当該調査に係る必要な情報の提供」への支援
21. 当該地方公共団体の長による付属機関を設けた調査等の再調査〔できる規定〕（公立）
22. 都道府県知事による付属機関を設けた調査等の再調査〔できる規定〕（私立）
 | 10121415161718192021242627283031 | 1. 努力義務
2. 学校，教育委員会，児童相談所，法務局又は地方法務局，都道府県警察その他の関係者により構成
 |
| 学校 | 1. 学校いじめ防止基本方針の策定
2. 道徳教育及び体験活動等の充実
3. 啓発活動
4. 児童等に対する定期的な調査
5. 相談体制の整備
6. いじめの防止等のための対策に関する研修の実施
7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策に係る啓発活動の実施
8. いじめの防止等の対策のための組織設置
9. いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置
10. いじめの事実確認と設置者への報告
11. 保護者を含めた，被害及び加害児童生徒への継続的な支援・指導・助言
12. 加害児童生徒への別室指導
13. 学校と保護者間の情報共有
14. 警察連携
15. 加害児童生徒への懲戒
16. 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施
17. いじめを受けた児童等及びその保護者に対する当該調査に係る必要な情報の提供
18. 教育委員会を通じた，当該地方公共団体の長への報告義務（公立）
19. 都道府県知事への報告義務（私立）
20. 学校による適正な評価
 | 13151617181922232528303134 | 1. 義務
2. 義務：当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成
 |
| 保護者 | 1. 規範意識を養う指導
2. いじめ被害からの保護
3. 国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校への協力
4. インターネットを通じて行われるいじめに係る情報の削除と開示請求
 | ９19 | ― |
| 児童生徒 | 1. いじめの禁止
2. インターネットを通じて行われるいじめに係る情報の削除と開示請求
 | ４19 | ― |

註　二重下線部はポイントを示す。

## 【いじめ防止対策推進法に定める組織】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎は必置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地 方 公 共 団 体 | いじめ問題対策連絡協議会 | 地方公共団体は，いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため，条例の定めるところにより，学校，教育委員会，児童相談所，法務局又は地方法務局，都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（第14条①） |
| 教育委員会の附属機関 | 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に，地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは，教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（第14条③）**※「附属機関」は地方自治法により，条例設置，構成員は非常勤。****※「附属機関」が担当する職務は，地域基本方針の内容に応じ，条例で定める。****※教育委員会の附属機関であるため，公立学校を対象とする。** |
| 学　校 | いじめ防止等の対策のための組織（◎） | 学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第22条） |
| 重 大 事 態 発 生 時 | 学校又は学校の設置者の置く調査組織（◎） | 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第28条①）①　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
| 附属機関公立：地方公共団体の長私立：都道府県知事 | 報告を受けた地方公共団体の長（私立学校の場合は都道府県知事）は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（第30条②，第31条②）※　「附属機関」は地方自治法により，条例設置，構成員は非常勤※　「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや，地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる |

引用：「いじめ防止対策推進法　基礎資料と対応のポイント」（文部科学省児童生徒課，平成26年４月，p.57　別添１）

「いじめ防止対策推進法　基礎資料と対応のポイント」（文部科学省児童生徒課，平成26年４月）の「組織の設置イメージ」（p.57）も参考にすること！

## 【いじめの認知件数】

「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」の数値データに注意‼⇒（全国及び地方自治体の）数値の経年変化（増減）に留意する‼

暴力行為／いじめ／長期欠席／不登校／中途退学

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は323，808件（前年度225，132件）と前年度より98，676件増加しており，児童生徒1，000人当たりの認知件数は23.9件（前年度16.5件）である。

なお，前年度調査における児童生徒1，000人当たりの認知件数の都道府県の差が，最大で20.4倍となっていたところ，今回の調査結果では19.4倍となっている。いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する重大事態の発生件数は400件（前年度314件）である。

〔「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』（速報値）について」（文部科学省初等中等教育局児童生徒課，平成29年10月26日（木），１．調査の概要　(2) 調査結果の主な特徴，2）〕

【MEMO】

その他の重要事項

* 24時間いじめ相談ダイヤル
* チェックリスト
* アンケート調査の具体的な実施方法
* いじめられた児童生徒及びその保護者が希望する場合の就学校の指定の変更・区域外就学
1. 学校の内外を問わず，例えば，同じ学校 ・学級や部活動の者，当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「仲間はずれ」や「集団による無視」などの心理的な圧迫等を含む。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 身体的な攻撃のほか，金品をたかられたり，隠されたりすることで相手に苦痛を与えるものなどを含む。 [↑](#footnote-ref-3)